

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------------------|
| 19 | 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和8年7月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費の給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 久慈市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則(平成18年久慈市規則第77号)に基づき、子ども、妊産婦又は重度心身障害者に対する医療費の給付に係る事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給者証の交付申請の受理及び資格審査、又はその申請に対する応答 ②受給資格の変更、喪失の受理及び審査 ③受給者証の更新申請の受理及び資格審査、又はその申請に対する応答 ④健康保険による高額療養費給付との医療費調整 |
| ③システムの名称 | ①医療費給付システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 医療費給付ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年久慈市条例第26号)第3条第1項第1号及び別表第1の3の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会) 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 生活福祉部 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 市民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 久慈市生活福祉部市民課国保年金係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年6月24日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年6月24日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 判断の根拠 | <p>次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|----------------------|----------------------------|------|-----------|
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 医療費(以下「乳幼児等医療費」という。) | 医療費 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 市民課長 嵯峨 一郎 | 市民課長 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成30年7月20日 時点 | 事後 | |
| 平成30年12月27日 | II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成30年7月20日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年7月20日 時点 | 平成31年6月12日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年7月20日 時点 | 平成31年6月12日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月12日 | IV リスク対策 | - | 新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載 | 事後 | |
| 令和2年5月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年6月12日 時点 | 令和2年5月14日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年6月12日 時点 | 令和2年5月14日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--------------|--------------|------|-----------|
| 令和3年6月22日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年5月14日 時点 | 令和3年6月22日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月22日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年5月14日 時点 | 令和3年6月22日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和3年6月22日 時点 | 令和4年7月29日 時点 | 事後 | |
| 令和4年7月29日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和3年6月22日 時点 | 令和4年7月29日 時点 | 事後 | |
| 令和5年6月26日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年7月29日 時点 | 令和5年6月26日 時点 | 事後 | |
| 令和5年6月26日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年7月29日 時点 | 令和5年6月26日 時点 | 事後 | |
| 令和5年6月26日 | 評価書名 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要 | 乳幼児、小中学生 | 子ども | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | Ⅳ リスク対策 ー 8. 人手を介在させる作業 ー 人為的ミスが発生するリ スクへの対策は十分か | (記載なし) | 十分である | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|---|------|-----------|
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 － 8. 人手を介在させる作業 － 判断の根拠 | (記載なし) | 次のとおり、人手を介在させる作業において人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・標準システムの情報連携ツールを用いた特定個人情報の照会内容の登録(情報照会要求登録)を行う際、人為的ミス(当該照会内容中の対象者・特定個人情報の種類の指定誤り等)が発生するリスクへの対策として、複数人による事前チェックを行った上で登録している。 ・マイナンバー(個人番号)が記載された書類を郵送する際、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないか等、複数人による事前チェックを行った上で郵送している。 | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 － 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 － 最も優先度が高いと考えられる対策 | (記載なし) | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 | 事後 | |
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 － 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 － 当該対策は十分か【再掲】 | (記載なし) | 十分である | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|------------------------|---|------|-----------|
| 令和6年11月8日 | IV リスク対策 ー 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ー 判断の根拠 | (記載なし) | 次のとおり、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策を講じている。 ・標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新が不可となる機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 ・定期的又は異動、退職等の発生の都度、権限を有していた事務取扱担当者の異動・退職情報を確認し、当該事由が発生した際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させるようにしている。 | 事後 | |
| 令和7年6月20日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | ④健康保険による高額療養費給付との医療費調整 | ④医療保険による高額療養費給付との医療費調整 | 事後 | |
| 令和8年6月24日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年6月26日 時点 | 令和8年6月24日 時点 | 事後 | |
| 令和8年6月24日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年6月26日 時点 | 令和8年6月24日 時点 | 事後 | |